

社会福祉法人 南郷福社会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームいなほの里の経営

(ロ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）「いなほ」の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンター（なんごうデイサービスセンター）の経営

(ロ) 老人短期入所事業（いなほの里）

(ハ) 老人居宅介護等事業

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症高齢者グループホーム「みのりの家」）

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人南郷福社会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、心身の状況や家族環境、経済的な理由により支援を要する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮城県遠田郡美里町木間塚字原田7番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有することができる。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、評議員会において出席1回につき金5,000円を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 公益事業に関する重要な事項
- (7) 解散
- (8) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、11月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

5 評議員会に議長を置き、議長はその都度、出席評議員の互選にて選出する。

6 評議員会の決議は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。但し、第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名を置く。

(2) 監事 2名を置く。

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度出席理事の互選にて選任する。

4 理事会の決議は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 顧問

(顧問)

第三〇条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 金 23,200,000 円

(2) 建物 宮城県遠田郡美里町木間塚字原田 7 番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板陸屋根平屋建 特別養護老人ホームいなほの里の園舎 1 棟

(3,537.72 平方メートル)

建物 宮城県遠田郡美里町木間塚字原田 5 番地所在の木造平屋建 認知症高齢者グループホームみのりの家の園舎 1 棟

(620.44 平方メートル)

建物 宮城県遠田郡美里町木間塚字原田 7 番地所在の鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 軽費老人ホームケアハウスいなほの園舎 1 棟

(887.55 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四〇条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、宮城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮城県知事の承認は必要としない。

- (一) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (二) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保する当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使について)

第三九条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の三分の二以上の承認を要する。

第八章 公益を目的とする事業

(公益を目的とする事業)

第四〇条 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防特定施設入居者生活介護事業（ケアハウスいなほ）
- (3) 特定施設入居者生活介護事業（ケアハウスいなほ）
- (4) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 解散

(解散)

第四二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮城県知事の認

可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

第一章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四五条 この法人の公告は、社会福祉法人南郷福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	木村 修正
理 事	安部伊勢男
理 事	海上 勝
理 事	片倉 忠雄
理 事	木村 清男
理 事	駒口 盛
理 事	佐々木 工
理 事	齋田 耕
理 事	白石 善蔵
理 事	須田 喜悦
理 事	西澤優李子
理 事	早坂 啓
理 事	力山 敏
監 事	伊藤 正雄
監 事	大石 諭

附 則

- 1 この定款は、平成6年7月28日から施行する。(設立による。)

附 則

- 2 この定款は、平成8年1月18日から施行する。

第1条(2)第二種社会福祉事業(ハ)、(ニ)、追加

附 則

- 3 この定款は、諦観準則の改正に伴い平成10年7月17日から施行する。

第9条(監事による監査)及び第17条(決算)(2)第18条(会計処理の基準)改正

附 則

- 4 この定款は、介護保険法の施行に伴い平成12年4月1日から施行する。

県(社福)指令第527号認可

第1条(目的)(イ)(ロ)(二)受託から設置経営

第12条(資産の区分)3・4 追加改正と共に一条ずつ繰下げ。

附 則

- 5 この定款は、平成13年4月24日から施行する。

県(社福)指令第15号認可

第1章(目的)第1条と(イ)(ロ)(ハ)(二)と第3条(経営の原則)追加以下一条ずつ下がる。第5条(役員の定数)変更と3項、第6条(常務理事)2・3と第8条(役員の選任等)第9条(役員の報酬等)第10条(理事会)6項及び第11条(理事長の職務の代理)第13条(職員)第3章(評議員及び評議員会)第14条(評議員会)第15条(評議員会の権限)第16条(同前)第17条(評議員の資格等)第18条(評議員の任期)第4章、第19条「旧条文13条から17条」は「第20条から第24条」変更また第24条2項から第35条まで大幅変更となる。

附 則

- 6 この定款は、平成13年10月19日から施行する。

県(社福)指令第215号認可

第3章(顧問)第14条顧問条項挿入により以下繰下げ。

- 7 この定款は、平成15年4月14日から施行する。

県(社福)指令第25号認可

第1章、第1条(目的)(ホ)痴呆対応型老人協同生活援助事業「グループホーム」新設(ヘ)身体障害者居宅介護事業新設(ト)知的障害者居宅介護等新設(チ)児童居宅介護等新設、第20条(資産の区分)(1)現金変更(2)建物「グループホーム」追加

附 則

- 8 この定款は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

県（社福）指令第 7 号認可

第 1 章（目的）第 1 条（ロ）経費老人ホーム（ケアハウス）設置により追加、第 20 条（資産の区分）（1）現金の変更（2）建物「ケアハウス」追加

附 則

- 9 この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

県（社福）指令第 352 号認可

第 5 章、第 20 条（資産の区分）（1）現金の変更、第 6 章（公益を目的とする事業）第 29 条（2）福祉用具貸与事業廃止及び（2）訪問入浴介護事業追加

附 則

- 10 この定款は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

県（社福）指令第 469 条認可

第 1 章（目的）第 1 条（2）第二種社会福祉事業（ホ）の痴呆を行政及び一般用語の認知症へ変更と平成 17 年 4 月 14 日付け定款準則一部改正により（経営の原則）第 3 条に「、もって地域福祉の推進に努める」を加筆

平成 17 年 4 月 14 日付け定款準則一部改正により、第 2 章（理事会）第 10 条の第 1 項の「日常の軽易な業務」を「日常の業務として理事会が定めるものについて」へ変更

平成 17 年 4 月 14 日付け定款準則一部改正により、第 4 章（評議員会の権限）第 16 条第 2 項の「原則として、評議員会の同意を得なければならない。」を「原則として、評議員会の意見を聴かなければならない。」へ変更

平成 16 年 10 月 29 日付け定款準則一部改正により、第 5 章（基本財産の処分）第 21 条の「独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には」を「次の各号に掲げる場合には、」へ変更し、第 1 号と第 2 号を追加

平成 17 年 4 月 14 日付け定款準則一部改正により、第 6 章（種別）第 29 条へ「、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として」を加筆、第 30 条の「収益」を「剰余金」へ変更

平成 18 年 1 月 1 日より、南郷町と小牛田町が美里町として合併したことに伴う、名称及び住所の変更。変更事項は、以下のとおり。

第 1 章（事務所の所在地）第 4 条及び代 5 章（資産の区分）第 20 条（2）建物の住所を南郷町から美里町へ変更。

第 5 章代 20 条（資産の区分）（1）現金の増額。

附 則

- 11 この定款は、平成 18 年 7 月 7 日から施行する。

平成 18 年 1 月 1 日より、南郷町と小牛田町が美里町として合併したことに伴う、名

称の変更。変更事項は、以下のとおり。

第1章(目的)第1条(2)第二種社会福祉事業(イ)と(ハ)の名称を「南郷町」から「なんごう」へ変更。

第5章(資産の区分)(1)現金の増額。

第6章第29条(種別)へ、「(3)介護予防特定施設入居者生活介護事業(ケアハウスいなほ)、(4)特定施設入居者生活介護事業(ケアハウスいなほ)、(5)介護予防訪問入浴介護事業」として、改正介護保険法施行に係る事業名を記載。

附 則

12 この定款は、平成18年11月24日から施行する。

グループホーム事業は、施設としての設備がなくとも事業が成り立つとの見解により(例えば、民家を改修した建物でも事業を行う事が出来る種類である)、第1章(目的)第1条(2)第二種社会福祉事業(ホ)認知症対応型老人共同生活援助事業(認知症高齢者グループホーム「みのりの家」)「の設置経営」を削除。

平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行され、第1章(目的)第1条(2)第二種社会福祉事業「(へ)身体障害者居宅介護等事業、(ト)知的障害者居宅介護等事業、(チ)児童居宅介護等事業」が「障害福祉サービス事業(なんごうホームヘルパーステーション)」へ統一。

常務理事が代表権を有す事に抛り、第2章(常務理事)第6条第1項の「～、理事の中から理事長が指名する。」を「～、理事の互選により、常務理事となる。」へ変更。

附 則

13 この定款は、平成25年9月30日から施行する。

平成25年7月10日に引き渡された、いなほの里東棟870.62㎡増設により、第5章(資産の区分)第1項第2号建物の構造が、鉄筋コンクリート鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板陸屋根平屋建へ、面積が、2,667.10㎡から3,537.72㎡(870.62㎡増)となる。

附 則

14 この定款は、平成26年1月20日から施行する。

第1章総則(目的)第1条第1項第2号(へ)障害福祉サービス事業(なんごうホームヘルパーステーション)について、平成24年10月1日付けにて廃止届出済の為、削除。

附 則

15 この定款は、平成28年5月13日から施行する。

平成28年3月31日にて訪問入浴介護事業廃止に伴い、第6章公益を目的とする事業(種別)第29条第1項第2号訪問入浴介護事業、第5号介護予防訪問入浴介護事業、を削除。これに伴い、第3号介護予防特定施設入居者生活介護事業(ケアハウスいなほ)、第

4号特定施設入居者生活介護事業（ケアハウスいなほ）が1号ずつ繰り上がる。

第9章公告の方法その他（公告の方法）第35条に定款準則に則った条文「官報又は～」を追記。

附 則

16 この定款は、平成29年4月1日から施行する。（宮城県知事認可日：平成29年2月14日）但し、第一条については、宮城県知事の認可日から適用する。

附 則

17 この定款は、平成30年5月17日から施行する。

総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）について、居宅介護支援事業所である『なんごう在宅介護支援センター』が美里町より受託を受けて当該事業を行っている為、加筆。